

令和3年度 八千代市立米本小学校  
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定  
(最終改定 平成30年4月1日)  
令和 3年6月10日改訂

関連法令等：いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)  
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)  
千葉県いじめ防止基本方針(平成29年11月15日改定)  
八千代市いじめ防止基本方針(平成30年3月12日改定)

## はじめに

いじめは、基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、心身に深い傷を残し、時には生命にかかわる重大問題を引き起こす。また、これはどこにでも起こりうるものである。そして、人間関係の希薄化や急速な情報技術の発展等に伴い、いじめはますます複雑化・潜在化してきている。こうした中、教職員をはじめ、子どもにかかわるすべての大人がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢を共有し、組織的にいじめ問題に取り組む必要がある。

この学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、いじめ防止への本校の基本理念・対策組織・未然防止・早期発見・いじめ相談や通報・対処方法・当該児童への指導・点検評価などを記し、いじめのない学校づくりや早期解決を目的として策定するものである。本校の目指す児童の姿、「かしこく・やさしく・たくましく」を志向し、一人一人が常に意識し、校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、全員が明るく生き生きと学校生活を送ることができるよう努めるものである。

上記を踏まえ、本学校いじめ防止基本方針は、児童代表やPTA(保護者)代表、学校評議員の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定する。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童が学校の内外を問わず、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの未然防止等の対策を行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかし、どの学校でも、どの児童にでも起こりうるという認識の下、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、

組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。  
(2) 定義(「いじめ防止対策推進法」より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する「児童」をいう。

「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校をいう。ただし、本基本方針では、八千代市立米本小学校をいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等がかかわっている仲間や集団(グループ)など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう)。

(3) 学校及び教職員の責務

学校および学校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供を行う。

## 2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員、対応内容

① 日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導委員会(隔週1回 定例会議)

\*職員会議および分掌部会開催時に行う。

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・全職員

対応内容：情報交換、共通理解事項の確認、取組の検証や改善等

② いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ対策委員会

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・音楽専科・担任・PTA会長・学校評議員・阿蘇中スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)、民生委員児童委員

対応内容：事実の確認，情報の共有，指導・支援の対応方針の決定，指導  
・支援の手順と役割分担の確認，関係機関との連携の確認

## (2) 教職員以外の構成員

### ①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

・学区の阿蘇中学校配置SCを活用する。

### ②福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

### ③地域の実情を把握している者

・民生委員，児童委員に協力を要請する。

※重大事案には，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)の派遣を要請する。また，状況により市教委と相談し派遣を要請する。

## 3 いじめの未然防止について

### (1) 啓発活動について

#### ①児童

\*「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間を通して行う。

\*いじめゼロ宣言を周知する。

\*仲間に対する次の行為はいじめであることを周知する。

・冷やかしからい，悪口や脅し文句，嫌なことを言う

・仲間はずれ，集団による無視

・わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする

・金品をたかる，隠す，盗む，壊す，捨てる

・嫌なこと，恥ずかしいこと，危険なことをさせる

・コンピュータや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする

・児童等が行った行為がいじめを意図として行った行為ではなく，また，1回のみで継続して行われた行為ではなくても，その行為によって児童等が心身の苦痛を感じている場合は，いじめとして認知すること

\*必要に応じて法第四条について触れる。

#### ②保護者

\*年度当初の学校経営方針を説明する場で，いじめ予防の方策や相談体制，対処の体制等について触れ，質疑に応答する。

\*年度当初の学級懇談会等において，いじめに対して担任が毅然とした対応をするという説明をするとともに，自作資料をもとにしていじめを受けた子どもの変化の特徴などを紹介する。また，学校以外の相談窓口等についても紹介する。

\*必要に応じて，法第九条を紹介する。

#### ③地域，その他

\*学校だよりの地域への配布や学校ホームページを通じて，学校や家庭でのいじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みについて紹介する。

\*児童等に対する見守り，児童等との交流活動等，学校以外におけるいじめやいじめの疑いがあると懸念される出来事の通報等の協力についてもお願いする。

- \* P T A・保護者会や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について、地域、家庭と連携した対策を推進する。
- (2) 教職員について
- \* 日常の留意事項
    - ・教職員自身が最大の教育環境であることの自覚を各自がもつ。
    - ・すべての児童を公平に、愛情をもって接するように心がける。
    - ・教職員と子どもの間での呼称や話し言葉に敏感になる。
  - \* 研修
    - ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置付ける。  
未然防止 早期発見 教育相談 情報モラル
  - \* 不祥事根絶等
    - ・教職員の不適切な言動や体罰がいじめを助長する場合があることをよく認識して指導にあたる。
    - ・管理職は、学級訪問を適宜行うとともに、総合体育祭や音楽会等の行事に向けた練習の参観を行い、指導の状況を把握する。また、体罰防止の研修を定期的に行う。
- (3) 学習指導全般について
- \* 年度当初の研究日に、共通する「授業のきまり」と生徒指導の機能を重視した「わかる授業」について共通理解する。
  - \* 年間を通して研究日に、一人一人に自己存在感をもたせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し、実践につなげる。
  - \* 言語活動の充実の視点からも、仲間とともに協力して学習する場面などを学習内容に応じて適切に設定する。
- (4) 道徳教育等について
- \* 道徳の授業について
    - ・県道徳教育推進のための基本的な方針に則り、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する道徳」を意識した道徳教育の充実、四つの視点について、年間指導計画の中での位置付けを毎年確認する。
    - ・県で作成した道徳教育映像教材を積極的に活用する。
    - ・情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間計画に位置付け、実施する。
    - ・指導略案等を道徳教育推進教師を中心にして作成し、道徳の授業の確実な実施を図る。
    - ・道徳の授業公開を実施する。  
学校公開日は、1または2学期の授業参観日のうちいずれか1回を保護者等にむけた授業公開とする。
    - ・次の内容項目の授業については、教職員の相互参観を年間計画に位置付け、実施する。  
小1～6年：B主として人との関わりに関すること－「親切、思いやり」  
B主として人との関わりに関すること－「友情、信頼」
  - \* いのちを大切に作るキャンペーンについて
    - ・各教科、領域において、年間計画に位置付けて実施する。
    - ・実施した内容等は、キャンペーン担当者に報告する。
  - \* 豊かな人間関係づくり実践プログラムについて
    - ・特別活動の年間計画に位置付けて、年間4時間実施する。
  - \* 情報モラル指導について

- ・高学年の特別活動（道徳の時間）の年間計画に位置付け，年間1時間以上実施する。
- (5) 児童会活動等について
- \*児童会活動
    - ・児童会本部が中心になって「いじめゼロ」に向けたキャンペーンを実施する。
    - ・12月10日の人権デー，人権週間の時期を活用した集会を行う。
  - \*子どもサミット活動
    - ・目的に向かって活動する中で，自主性を育てる。また，他校児童や地域の方とのかかわりから，仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。
  - \*その他
    - ・行事等の準備活動では，児童相互のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。
- (6) 特に配慮が必要な児童等について
- 教職員が個々の児童等の特性を理解し，情報を共有して学校全体で注意深く見守り，日常的に適切に支援を行うとともに，保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い，いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・発達障害を含む，障害のある児童等については，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
  - ・海外から帰国した児童等や外国人の児童等，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認にかかわる児童等については，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，必要な対応について共通理解の下，指導に当たる。
  - ・東日本大震災により被災した児童等または東京電力福島第一原子力発電所事故により非難している児童等（以下「被災児童等」）については，被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等に対する心のケアを適切に行い，最新の注意を払いながら，被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
  - ・新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから，差別や偏見などに留意し，適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については，教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い，個人情報取り扱いを慎重に行う。また，感染児童等への心のケアを適切に行い，感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに，必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。

#### 4 いじめの早期発見について

- (1) 質問紙によるアンケート調査について
- \*国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)
  - ・例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施

\*千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

- ・緊急調査を実施する場合有り

\*八千代市教育委員会主体の調査について

- ・目的 いじめの早期発見
- ・期日 6月頃
- ・方法 児童対象で質問紙による  
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
- ・報告 集計後，教育委員会指導課へ提出 6月下旬  
重大事態と判断される場合は直ちに報告
- ・対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

※緊急調査を実施する場合あり

\*学校主体の調査について

- ・目的 いじめの早期発見
- ・期日 第1回 6月頃  
第2回 10月頃  
第3回 2月頃
- ・方法 全児童対象 「なにかこまったことないかなアンケート」  
学校独自質問紙によるもの
- ・報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- ・対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

(アンケートで困っていると答えた児童を中心に行う。)

- ・目的 いじめの早期発見
- ・期日 第1回 6月頃  
第2回 10月頃  
第3回 2月頃
- ・方法 児童対象
- ・報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- ・対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- \*登下校時の様子については，教職員，P T A，スクールガードで観察する。
- \*朝の健康観察では，個々の表情や頻繁な訴え等に留意する。
- \*授業中の児童の発言に対する冷やかしなどに留意する。また，グループ活動時の机を離すなどの行動をよく観察し随時指導する。
- \*給食時の人間関係を注意深く観察する。また，おかわりの仕方等ルールを遵守するように指導する。
- \*清掃時には，担当場所の教職員を中心に人間関係を注意深く観察する。
- \*休憩時間等は，トイレや空き教室，階段の踊り場など，できるだけ死角をつくらないように配慮する。
- \*言葉の荒れや服装の乱れ・汚れに留意する。
- \*用がないのに特別教室などへ行ったり，階段などをふらふらしていたりしている児童に留意する。

- \*退勤前に、教室の整理・整頓、観察を行う。また、トイレや余裕教室等にも注意を払う。
- \*管理職は、教職員からの報告を待つだけでなく、自らも児童の人間関係などの情報を集めるよう積極的に巡回して観察する。
- \*学級の中での役割分担をやりがいのあるものにし、自己有用感を高める。
- \*机を離している、1人で遊んでいるなどのチェック項目を決め、月に1回分掌部会の際に教師間で確認していく。

(4) 保護者への協力要請等について

- \*子どもの様子で気になることがあった場合には、些細なことであっても担任に何らかの手段で(家庭訪問、来校しての面談、電話連絡、連絡帳での連絡等)連絡してほしいこと、逆に学校からも気になることがあれば家庭に連絡を入れることがあることについて協力を依頼する。

## 5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

\*学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談、通報してきた児童には、仕事の途中でも手を止めて誠実に対応する。
- ・心の相談ポスト「なかよしポスト」を設置する。

\*学校以外

年度当初、全児童へ、SOSカード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配付する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、児童と保護者に紹介する。

[おもな相談窓口(緊急)]

| 機 関 名             | TEL          | 相談方法・受付時間・その他  |
|-------------------|--------------|----------------|
| 千葉県子どもと親のサポートセンター | 0120-415-446 | いじめ相談 24時間電話受付 |
| 千葉いのちの電話          | 043-227-3900 | 24時間電話受付       |

[おもな相談窓口(一般)]

| 機 関 名              | 電話           | 相談方法・受付時間・その他                              |
|--------------------|--------------|--|
| 八千代市教育センター         | 047-486-8866 | 電話・面接(月～金)9:00～16:00                       |
| 千葉県子どもと親のサポートセンター  | 0120-415-446 | 電話(月～金)8:30～17:00<br>面接(月～金)8:30～17:00 要予約 |
| 中央児童相談所 (子供家庭110番) | 043-252-1152 | 電話8:30～20:00                               |
| 千葉県警察少年センター        | 0120-783-497 | 電話・面接(月～金)9:00～17:00<br>面接要予約              |

|                         |              |  |
|-------------------------|--------------|--|
| 子ども人権110番<br>(法務省人権擁護局) | 0120-007-110 | 電話(月～金)8:30～17:15<br>子ども専用SOS E-mail有り |
|-------------------------|--------------|--|

[おもな連携機関]

| 機 関 名         | 電 話          | そ の 他 |
|---------------|--------------|-------|
| 八千代市教育委員会指導課  | 047-481-0301 |       |
| 八千代市青少年センター   | 047-483-2842 |       |
| 八千代市教育センター    | 047-486-8866 |       |
| 八千代市適応支援センター  | 047-486-1019 |       |
| 八千代警察署生活安全課   | 047-486-0110 |       |
| 葛南教育相談室       | 047-433-6031 |       |
| 八千代市子ども相談センター | 047-484-2954 |       |
| 中央児童相談所       | 043-253-4101 |       |

(2) 相談・通報に関する指導について

\*児童に全校集会，学年集会，学級活動において，相談することや通報することは適切な行為であることを繰り返し周知する。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

\*発見者(通報を受けた者)は，事実確認が十分でなくても速やかに次のように報告し，組織的な対応につなげる。教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，いじめ対策委員会へ報告を行わないことは，同項の規定に違反し得る。  
発見者(通報を受けた者)→担任→生徒指導主任(教務主任)→教頭→校長

(2) 対応について

\*認知の判断

いじめ対策委員会が，いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし，判断材料が不足している場合には，関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については，別項8を参照する。

\*認知後の対応

- ・組織を中心に，対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。また，その保護者には，指導上の助言を行う。
- ・いじめを行った児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行い，事実を確認する。
- ・いじめを行った児童が，いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた児童の保護者へは，できるだけ早い段階で事実を伝える。



また、調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。

- ・いじめを行った児童の保護者への事実の通知も、できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、いじめを受けたときは直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・組織を中心に、再発防止策を協議する。
  
- ・いじめが解消した上で児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童はじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- ・早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全教職員が認知する。

いじめによって抵触する可能性がある刑罰法規は次の通りである。

強制わいせつ（刑法 176 条） 傷害（同 204 条）  
暴行（同 208 条） 強要（同 223 条） 窃盗（同 235 条）  
恐喝（同 249 条） 器物破壊（同 261 条） 脅迫（同 222 条）  
侮辱（同 231 条） 名誉毀損（同 230 条）等

## 7 指導について

### （1）いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- \*いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安の除去に努める。
- \*いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、オール米本の方、青少協の方など）と連携し、被害児童の心に寄り添える体制をつくる。
- \*いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- \*つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝え、学校との連携方法について話し合う。

### （2）いじめを行った児童への指導・保護者への助言について

- \*いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むことの大切さを伝える。
- \*つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- \*いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向けるようにする。

- \* 必要に応じて、別室における指導、出席停止制度の運用を検討し、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
  - \* 必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。
- (3) 傍観者への指導、及び学級・学年・学校全体の対応について
- \* 自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
  - \* はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
  - \* 必要に応じて集会などを開き、不要なうわさ話などをしないように指導する。
- (4) いじめ解消の定義について
- いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
- ① いじめに係る行為が止んでいること
- \* 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・課外児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が病んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- \* いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 8 重大事態への対処について

重大事態については、国基本方針、県基本方針、及びし基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省、及び「不登校の重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省）により適切に対応する。

### (1) 重大事態の基準

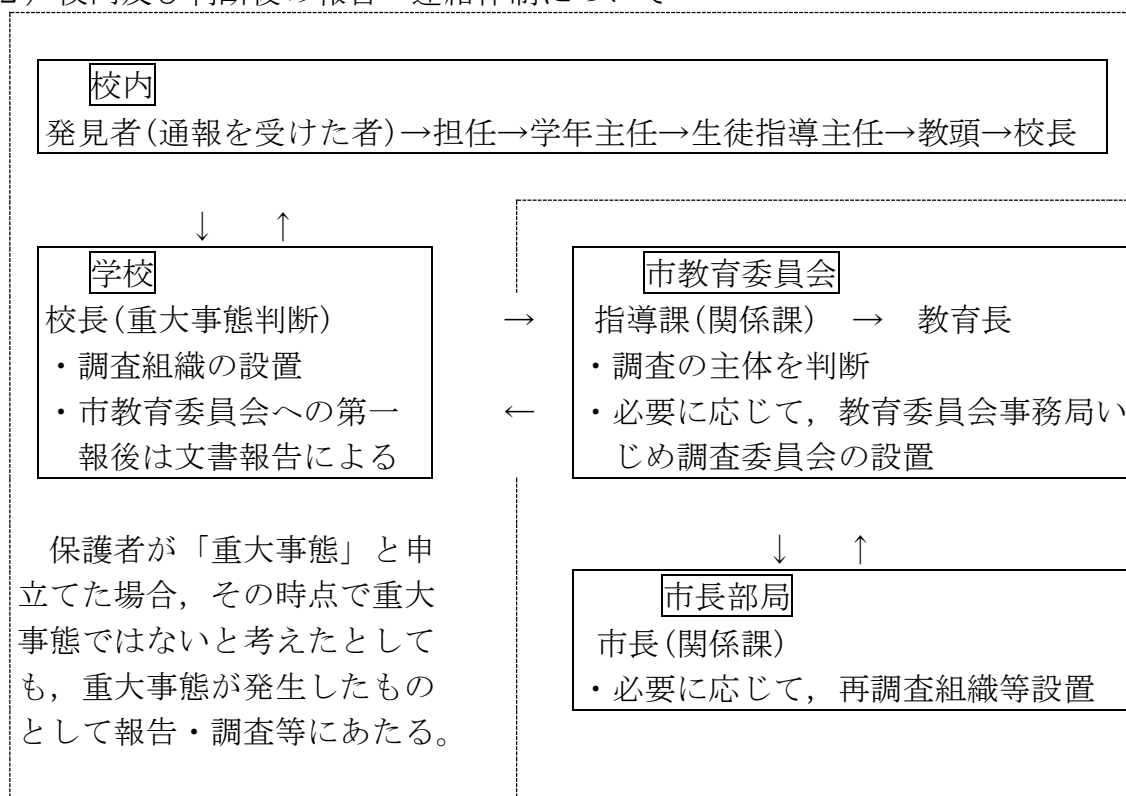
「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。ま

た、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

また、児童等や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。児童等又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告、調査等に当たる。

## (2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

## (3) 対処について

### \* 学校が調査の主体の場合

- ・ 学校に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・ 記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・ 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

※市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

## 9 公表, 点検, 評価等について

### (1) 公表について

- ※「学校だより」等により紹介
- ※学校ホームページへ本基本方針掲載

### (2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

### (3) 評価について

#### ①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 12月頃

#### ②学校評議員会議

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議員会議開催時

#### ③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。 2月頃

### (4) 改訂について

本基本方針は、国や県市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。